堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会

設立総会

議案書

平成26年5月11日(日)、19時

於 : 堺市立町家歴史館 山口家住宅

ろろろろろろろろろろり 目 次 ろろろろろろろろ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
■議事次第	2
■堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会規約(案)	3
■平成26年度事業計画(案)及び予算(案)	7

議事次第

- 1. 開会
- 2. 取組み経緯の報告
- 3. 設立趣意説明
- 4. 議案
 - 第1号 「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会規約の制定について」
 - 第2号 「役員の承認について」
 - 第3号 「会計監査の委嘱について」
 - 第4号 「平成26年度 事業計画(案)及び予算(案)について」
- 5. 閉会

議案第1号

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会規約(案)

(名称)

第1条 本協議会は、「(仮称) 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、第7条第1項第に規定する会長の自宅におく。

(目的)

第3条 本協議会は、堺市と協働で、堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かして「歴史的な町なみ」を再生し、これを将来に引き継ぐことにより、地域に対する住民の愛着と誇りを育むとともに、地域の新たな魅力とにぎわいを創出することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、勉強会等の開催
 - (2) 広報 啓発活動等
 - (3) 講演会、シンポジウム等の開催
 - (4) 他団体との交流
 - (5) その他目的達成に必要な事業

(対象区域)

- 第5条 第4条に規定する事業を実施する対象区域は、次のとおりとする。
 - (1) 北半町東
 - (2) 北半町西
 - (3) 北旅籠町東1丁、2丁
 - (4) 北旅籠町西1丁、2丁、3丁
 - (5) 桜之町東1丁、2丁
 - (6) 桜之町西1丁、2丁、3丁
 - (7) 綾之町東1丁、2丁
 - (8) 綾之町西1丁、2丁、3丁
 - (9) 錦之町東1丁、2丁
 - (10) 錦之町西1丁、2丁、3丁
 - (11) 柳之町東1丁、2丁
 - (12) 柳之町西1丁、2丁、3丁

- (13) 九間町東1丁、2丁、3丁
- (14) 九間町西1丁、2丁、3丁
- (15)神明町東1丁、2丁、3丁
- (16) 宿屋町東1丁、2丁、3丁

(会員)

第6条 本協議会の会員は、第3条に規定する目的に賛同する者で、事業地区内の居住者、事業者及び土地・建物所有者並びに会長の承認を得た者とする。

(役員)

- 第7条 本協議会に役員会及び次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局長補佐 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 分科会代表 各1名
- 2 本協議会に顧問、相談役をおくことができる。

(役員の選仟)

- 第8条 会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、各分科会代表は総会において選出する。
- 2 顧問、相談役は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は協議会を代表し統轄する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はこれに代わる。
 - (3) 事務局長は、協議会の事務を統轄する。
 - (4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
 - (5) 会計は、会計を統轄する。
 - (6) 各分科会代表は、それぞれの分科会を代表し、統轄する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本協議会には総会、役員会を置く。

- 2 専門事項を調査、審議するため、本協議会に、分科会を置くことができる。 (総会)
- 第12条 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じ開催することができる。
- 2 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は次の事項について審議し、出席者の過半をもって決議する。
 - (1) 事業の計画・実績
 - (2) 予算•決算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他

(分科会)

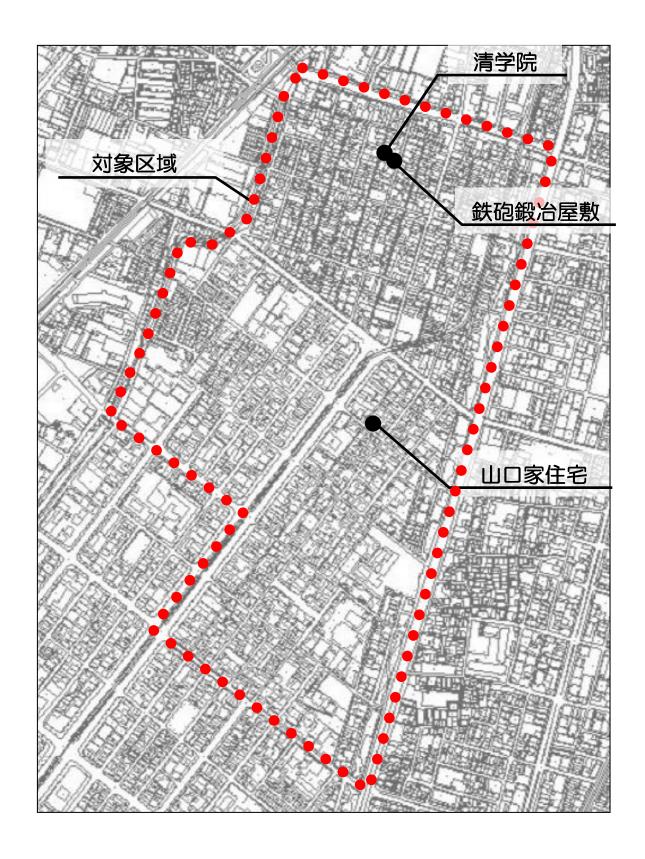
- 第13条 分科会は、第7条に規定する会員で構成し、各代表が必要と認めた時に開催する。
- 2 分科会は各代表が招集し、代表が議長となる。
- 3 分科会は、役員会によって求められた研究・協議事項等について調査及び審議し、役員 会に報告する。

(役員会)

- 第14条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 2 役員会は、第8条に定める役員で構成する。
- 3 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 役員会は、次の事項について審議する。
 - (1)協議会の運営に関すること
 - (2) その他会長が必要と認める事項等

(会計)

- 第15条 本協議会の会計は、協議会補助金、寄付金、その他の収入を充てる。
- 2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 本協議会に会計監査若干名を置く。会計監査は、総会で承認を得る。 附則
- この規約は、平成26年●月●●日から施行する。



議案第2号

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会

役員名簿(案)

会長 志賀 和子

副会長 柏木 作

副会長 水野 康行

事務局長 田原 裕之

事務局長補佐 辻 大樹

会計 水野 照子

議案第3号

堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会

会計監査 (案)

会計監査 内田 勲男

会計監査 平田 芳厚

議案第4号

平成26年度事業計画(案)及び予算(案)

■事業計画(案)

- ① 協議会ニュースの発行
- ② 協議会ホームページの作成
- ③ 町なみ再生ガイドラインの作成に向けたワークショップ・勉強 会等の開催
- 4 周知啓発のためのイベント開催
- ⑤ 役員会等の会議開催

■予算(案)

収入 (単位:円)

項目	予算額	摘 要
堺市補助金	600,000	堺市補助金
合 計	600,000	

支出 (単位:円)

	項目	予算	算 額	摘 要
調査研究活動費			550,000	
	広報費		300,000	協議会ニュース発行、 ホームページ作成等
	研究会開催		100,000	講演会の開催等
	周知啓発費		150,000	イベントチラシ・ポスター 作成等
運	営事務費		50,000	
	会議開催費		20,000	会場借上げ、資料コピー等
	事務用品購入		10,000	
	通信•運搬費		20,000	会議開催通知の発送に伴 う切手代等
	合 計		600,000	

今後も協議会の活動に参加をお願い致します。

本日はありがとうございました。

堺環濠都市北部地区町なみ再生準備会

稻本暁子 内田勲男 小野晃蔵 柏木作 柏木幸子 志賀和子 田原裕之 辻大樹 平田芳厚 藤木達三 藤谷鉄弥 水野照子 水野康行(50音順)